

# 貯水槽設置者のみなさまへ

小規模貯水槽水道（有効容量 10 m<sup>3</sup>以下）の設置者は次のような管理及び検査を行う義務があります。適正な維持管理に努めてください。（東松山市水道事業給水条例）

## ◎水槽の清掃

1年に1回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

## ◎水槽の点検

有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、定期的に水槽の点検を行ってください。

## ◎水質検査の実施

年に1回定期的にじゃ口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素（滅菌効果）について、貯水槽維持管理者などで水質検査を受けてください。

## ◎関係者への周知

貯水槽が汚染されていると判明したとき、或いはじゃ口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止し、利用者並びに東松山市水道課や衛生行政などの関係者に周知してください。



## 水道料金のお支払は、便利な「口座振替」をご利用ください。

### ■手続きは簡単です

最近お支払いただいた水道料金の領収書と口座登録をした印鑑をお持ちになり、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

納入通知書の裏面には「口座振替依頼書」が印刷されていますので、ご記入のうえ、金融機関または水道課へご提出いただくことでもお申込みいただけます。

### ■取扱金融機関（下記の本店または各支店）

- |           |            |              |
|-----------|------------|--------------|
| ・ 埼玉りそな銀行 | ・ U F J 銀行 | ・ 三井住友銀行     |
| ・ りそな銀行   | ・ 武蔵野銀行    | ・ 東和銀行       |
| ・ 埼玉縣信用金庫 | ・ 中央労働金庫   | ・ 埼玉中央農業協同組合 |
| ・ 郵便局     |            |              |

## ご注意ください！

水道課では、特別な要請がない限り各家庭や事業所への立ち入りによる水質検査や水道管の点検・洗浄は行っておりません。また、水道課の職員が浄水器などの販売を行ったりすることはありませんので、ご注意ください。

ご不審なことがありましたら、水道課までお問合せください。

編集・発行：

東松山市環境産業部水道課（〒355-0076 東松山市大字下唐子 814 番地 TEL0493-22-1123）